

平成19年3月23日
食品の表示に関する共同会議

アレルギー表示に係る見直しについて(案)
(特定原材料にえび・かにを追加することについて)

1 経緯

平成16年の共同会議の報告書において下記のように取りまとめられ、3年以内に制度の見直しを検討するとされたことから、技術的検討を進めてきたところである。

【報告書抜粋】

「現在推奨品目である「えび」については、前回の調査と同様に相当程度の発症件数が認められた。一方で、現在、日本標準商品分類における「えび類（いせえび・ざりがに類を除く。）」に該当するものを指すとされている「えび」の範囲については、いせえび・うちわえび・ざりがに（ロブスター等）類における発症の実情や、検知技術、えび類とざりがに類等の交差抗原性の検討の有無等、「えび」を対象とした詳細な技術的検討を開始する必要がある。」（「アレルギー物質を含む食品に関する表示について検討報告書(平成16年7月23日食品の表示に関する共同会議)」より抜粋)

今般、これまでの技術的検討の成果を踏まえ、アレルギー表示に係る見直しを検討することとする。

2 今回の見直しについて

1) 特定原材料の追加について

えびに係る交差反応性、食物アレルギーに係る実態調査結果等をふまえ、下記のように特定原材料の見直しを実施する。

- 十脚目(えび・かに)をアレルギー表示に係る義務表示とする。このため、えび及びかにを特定原材料に追加する。
- 表示に当たっては、えびにあっては「えび」、かににあっては「かに」と表示することを原則とする。

2) 義務表示の対象となるえび及びかにの範囲について

従来より、特定原材料等の範囲は、日本標準商品分類の分類番号で指定している。

日本標準食品分類上、下記に分類されるものをそれぞれの範囲とする。

- えびの範囲

71 33 えび類(いせえび・ザリガニを除く。)

71 34 いせえび・うちわえび・ざりがに類

※ 従来の範囲は「71 33 えび類(いせえび・ザリガニを除く。)」のみであったが、従来に加えて「71 34 いせえび・うちわえび・ざりがに類」もエビの範囲とする。

- かにの範囲

71 35 かに類

※ 従来通りとする。

3 今後の予定

- 食品衛生法施行規則別表第六に「えび」、「かに」を追加する方向で、パブリックコメント、表示部会、食品衛生分科会と手続きを進める。
- 改正施行規則施行後、2年程度の猶予期間を置くこととする。